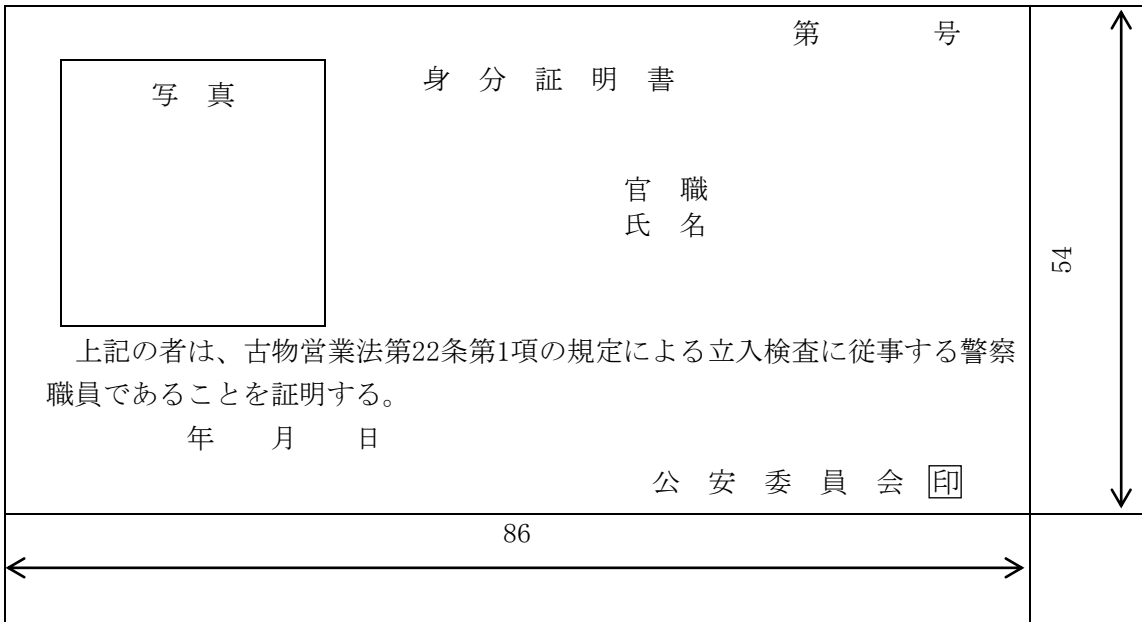
別記様式第16号の10(第20条関係)

(表)



(裏)

古　物　営　業　法(抜粋)

第22条　警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の営業所若しくは仮設店舗、古物の保管場所、古物市場又は第10条第1項の競り売り(同条第3項及び第4項に規定する場合を除く。)の場所に立ち入り、古物及び帳簿等(第18条第1項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。(略))を検査し、関係者に質問することができる。

2　前項の場合においては、警察職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者に、これを提示しなければならない。

3・4　略

備考　図示の長さの単位は、ミリメートルとする。